

「ビジネスと人権」に関する行動計画推進円卓会議（第10回会合）
「ビジネスと人権」に関する行動計画推進作業部会（第7回会合）
合同開催（議事要旨）

日時：令和7年7月29日火曜日 10時00分～12時00分
場所：オンライン形式（Teams）

1. 開会挨拶

（尾崎 壮太郎 外務省総合外交政策局人権人道課長）

- ・ ただ今より第10回「ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議」及び第7回「ビジネスと人権に関する行動計画推進作業部会」を合同開催する。本日は御多忙のところお集まりいただき、感謝申し上げます。
- ・ 円卓会議の議長を務める総合外交政策局審議官の松尾から御挨拶させていただきます。

（松尾 裕敬 外務省総合政策局審議官）

- ・ 本日はお忙しい中、円卓会議及び作業部会の合同会合に御参加いただき、感謝申し上げます。
- ・ ステークホルダーの皆様においては、常日頃からビジネスと人権の推進に取り組まれるとともに、円卓会議作業部会の構成員として様々な御助言をいただき、改定版行動計画の骨子案についても意見交換させていただいた。骨子案については、昨年12月の関係府省庁連絡会議で承認されたところである。今般、昨年提出いただいたステークホルダー報告書を基にした議論とその後の関係府省庁における検討・調整を踏まえ、改定版行動計画の原案を作成し、先日、皆様に共有させていただいた。今回の会合に先立ち、皆様からは原案への非常に多くの貴重な御意見をいただき改めて感謝申し上げます。
- ・ 本日の会合は、改定版行動計画の原案について、ステークホルダーの皆様と関係府省庁が意見交換を行うことを目的としている。本日の意見交換の結果を踏まえて原案を調整し、10月を目処にパブリックコメントを行い、本年中に改定版行動計画の公表を目指したい。本日の会議が有意義なものとなるよう、御理解と御協力をお願い申し上げます。

（尾崎 壮太郎 外務省総合外交政策局人権人道課長）

- ・ 本日の会合は、改定版行動計画の原案について、直接、ステークホルダーの皆様と意見交換を行うことを目的としている。事前にいただいた多くの貴重な御意見について、関係省庁において原案への反映を検討中であるが、本会合では、特に主要な点について皆様から意見をいただき、関係省庁から可能な限り状況をお伝えしたい。
- ・ まず、簡単に行動計画改定版原案について概要を御説明する。「第1章行動計画が改定されるまで」では、現行の行動計画の下で達成した政府の取組や、大企業を中心とする日本企業の取組の急速な変化を紹介しつつも、企業規模による取組の差や欧米諸国を中心とした法制化への対応といった課題を指摘している。また、「3 行動計画の改定及び実施を通じて目指すもの」では、現状を踏まえ、現行の行動計画と同様の4つの目標を設定した。
- ・ 「第2章 優先分野」では、①人権デュー・ディリジェンス及びサプライチェーン、②「誰一人取り残さない」ための施策推進、③新しい人権課題、④指導原則の実施推進に向けた能力構築、⑤企業の

情報開示、⑥公共調達・補助金事業等を含む公契約、⑦救済へのアクセス、⑧実施・モニタリング体制の整備、の8つの優先分野について、それぞれ課題認識とこれまでの取組を述べた上で、改定版行動計画において実施する取組の方向性及び具体的施策の例を取り上げている。

- ・ 「第3章 政府から企業への期待表明」は、指導原則に沿った人権尊重の責任を企業へ求めるため、記載を拡充した。
- ・ 最後に、「第4章 今後の行動計画の実施及び見直しに関する枠組み」では、①関係府省庁連絡会議、円卓会議及び作業部会を継続すること、②行動計画の実施状況は毎年レビューを行うこと、③行動計画は令和8（2026）年度から開始するが、改定については、今後のビジネスと人権を取り巻く国内外における状況の変化を踏まえて、関係府省庁において適切に判断すること、となっている。
- ・ 本日は、時間の関係で、事前にいただいた全ての御意見を取り上げることはできないが、その中でも、特に主要な点について、ステークホルダーの皆様から御発言いただきたい。御発言のある方は、Teams上の挙手機能を使い挙手いただくようお願いしたい。

2. 議事

（大村 恵実 日本弁護士連合会 元国際人権問題委員会委員長）

- ・ 外務省はじめ関係府省庁の皆様に対し、施策の実施など詳細に御説明いただき感謝申し上げます。
- ・ 包括的差別禁止法の必要性と政府から独立した人権機関の必要性についてお伝えしたい。
- ・ 誰一人取り残さないための施策について、差別を禁止し、法の下での平等を実現するための包括的な差別禁止法が日本に存在しないのが大きな課題である。今もってなお、女性や障害者などに対し、交差的・複合的になされる差別が存在し、雇用だけでなく、教育、社会保障、顧客体験を含む企業との取引など、社会生活の全てに及んでいる。差別の根拠を網羅的に補足し、あらゆる局面において禁止規範を明示する包括的差別禁止法が必要である。これまでの条約機関の勧告においても同様の指摘がなされており、少なくとも重要な論点として改定版行動計画に明示することが、国際社会からの要請に応えることになると思う。
- ・ 政府から独立した人権機関の必要性について、日本弁護士連合会は2025年3月に『『ビジネスと人権』に関する行動計画改定に盛り込むべき『救済へのアクセス』実現のための具体的な事項・施策に関する意見書』を公表している。その中で、政府から独立した人権機関の設置の必要性について触れているが、この点についても条約機関から繰り返し指摘を受けており、検討状況について触れていただきたい。
- ・ ステークホルダー共通の要請として作業部会の高橋大祐弁護士から補足させていただきたい。

（高橋 大祐 日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会 CSR と内部統制に関するPT 座長）

- ・ 各団体の構成員がそれぞれの活動領域、専門分野を踏まえ、改定版の原案の個別箇所に関してはコメント意見を行っており十分に御考慮いただきたい。一方、特に行動計画改定版の全体及び改定実施のプロセスの記述に関して作業部会の構成員の大多数が参加し、ステークホルダー合同コメントを取りまとめて提出している。追加的に御検討をお願いさせていただきたく以下に6点申し上げます。
- ・ 1点目。ステークホルダー報告書の提案が改定版の原案に反映されていない部分について十分に反映いただきたい。
- ・ 2点目。指導原則の各原則との関連性や対象関係について、原案ではまだ不明な部分が多いため、明

らかにしていただきたい。

- ・ 3点目。国連作業部会の訪日調査報告における勧告への対応に関しても明らかにしていただきたい。
- ・ 4点目。第2章の各優先分野での課題認識に関して、指導原則の要請事項と現状とのギャップ分析を踏まえた内容にいただきたい。
- ・ 5点目。優先分野の取組の方向性について、担当府省庁がスマート指標を反映した具体的な施策のプランを作成いただきたい。
- ・ 6点目。行動計画改定版の発行名義を大臣級の署名とすることを検討していただきたい。
- ・ さらに第4章、今後の行動計画の実施見直しに関する枠組みについて、行動計画実施期間をしっかりと特定いただきたい。また、見直しのプロセスの明確化、ステークホルダーとの対話の強化及び対話すべき内容についての具体化、行動計画実施・モニタリング体制の速やかな整備、行動計画を統括する責任者・管轄官庁を具体化いただきたい。
- ・ 加えて、今般の行動計画改定及び改定ごとの実施におけるステークホルダーとのプロセスに関して、ステークホルダーとの対話の機会の確保、企業ステークホルダーへのプロセスの周知、プロセスの包摂性透明性の確保、パブリックコメントの機会の最大限の活用なども要請している。御考慮いただけるとありがたい。

(長谷川 知子 一般社団法人日本経済団体連合会 常務理事)

- ・ 大部にわたる改定案の作成と、その中で経団連の企業行動憲章に関するアンケート結果を多数引用し、企業の取組や企業が直面する課題について記載いただいたことに御礼申し上げる。
- ・ 企業は、今後も指導原則に則って人権尊重の責任を果たすべく、自主的な取組を推進していくが、取組を進めるほどに、一社、あるいは企業セクターだけでは解決できない複雑な問題が多いことを実感する。特に国や国際機関などに強力な支援をお願いしたい。
- ・ この点、改定版行動計画原案の第2章に8つの優先分野それぞれで実施する取組の方向性及び具体的な施策の例という項目があるが、その多くは方向性の記載にとどまっている。是非企業の自主的な取組を支援する具体的な施策の内容を記載いただきたい。改定版行動計画に盛り込んでいただきたい政府の取組について、大きく5点申し上げる。
- ・ 第一に、人権デュー・ディリジェンス支援の拡充である。具体的には、政府の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の定期的な更新・充実や、人権デュー・ディリジェンスの取組について、様々な規模の企業がその実情や取組段階に応じた悩みを無料で相談できる窓口を国内外に設置いただきたい。さらに、サプライチェーン上の人権デュー・ディリジェンスについて、質問票の標準モデルの提供など、サプライヤーとバイヤーの双方の負担軽減につながる仕組みづくりをお願いしたい。
- ・ 第二に、情報公開の推進について、EUの企業持続可能性報告指令、いわゆるCSRD (Corporate Sustainability Reporting Directive) や英国現代奴隷法、カリフォルニア州サプライチェーン透明法など、各国・地域に人権に関する情報開示を求める複数の法規制があり、企業が個々の規制に対応するための負担が飛躍的に増大している。企業のこうした実態を踏まえ、過度な対応負担が生じないよう指導原則やISSB (International Sustainability Standards Board) などの国際基準との整合性・調和を図るべく、政策対話を通じて各国政府・機関に働きかけていただきたい。
- ・ 第三に、ステークホルダーエンゲージメントについては、意味のある問題解決につながる対話とエン

ゲージメントを促進することが重要と考える。そこでこうしたエンゲージメントを促進するため、対話に関するガイドラインや実際にどのような人権問題について、どのようなライツホルダーとの対話が行われたかをまとめた事例集を作成するなど、ツールの整備をお願いしたい。

- ・ 第四に、国際調和の推進として、特に欧州の CSRD や企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令（CSDDD）については、義務化内容の EU 域内調和や CSDDD 適用開始の少なくとも 2 年前のガイドライン公表など、政策対話を通じて欧州委員会に働きかけていただきたい。
- ・ また、世界各地で紛争が多発、長期化している中、深刻な人権侵害に直面している紛争国及び潜在的な紛争地域においては、解決や改善に貢献する外交政策を検討いただくとともに、企業が強化された人権デュー・ディリジェンスを行う際に、企業の実務に役立つガイドラインの作成をお願いしたい。
- ・ 第五に、関係府省庁間の更なる連携の強化である。例えば人権デュー・ディリジェンスと環境デュー・ディリジェンスを一体的に実施するための統合的なガイドラインを作成するなど、人権を起点に関係府省庁間で、それぞれの所管を超えた更なる連携強化をお願いしたい。
- ・ 以上の具体的な施策を改定行動計画に反映し、着実に実施いただくとともに、政府自らが国家の人権を保護する義務を率先して果たしていただきたい。また、国連の行動計画ガイダンスが求めるステークホルダーの関与による行動計画の策定・実施・モニタリングを担保するため、円卓会議及び作業部会の役割をはじめ、今後の行動計画の実施・モニタリングへのステークホルダーの関与方法を具体的に示していただきたいと考える。
- ・ 人権尊重の取組に終わりはなく、企業・経済界は引き続き指導原則に則り、人権尊重経営を進めていく所存である。9 月を目処に経団連として本日申し述べた内容を含め、ビジネスと人権に関する経団連の考え方と政府への期待について提言を公表する予定で、そちらも御参照いただければ幸いである。

（安河内 賢弘 日本労働組合総連合会 副会長）

- ・ おまとめいただいた関係各位に対し、心からの敬意を申し上げます。意見書・合同コメントに関しそれぞれ簡潔に意見を申し上げます。
- ・ 意見書について、国連の指導原則の三つの柱を念頭に申し上げます。人権を保護する国家の義務について、日本政府に最も期待したいことのの一つが、ディーセント・ワークの実現に向けた諸課題への対応である。ディーセント・ワークは横断的な事項であることから、取り組むべきことは多岐にわたるが、ILO 第 111 号条約の早期批准と既批准条約の効果的な実施は最も重要な課題であることから、行動計画にもしっかりと明記いただきたい。
- ・ 人権を尊重する企業の責任について、人権デュー・ディリジェンスの取組の拡大が必要である。日本政府におけるガイドラインの策定も行われているが、世界を見渡せば、日本の取組は不十分と言わざるを得ず、このために日本企業が不利益を被ることを懸念する。行動計画には、人権デュー・ディリジェンスの法制化に向けた検討の必要性を是非明記いただきたい。
- ・ 救済へのアクセスについて、昨今、ジャニーズ事務所やフジテレビの問題があった際、被害者は裁判を起こすしか、事実上公的な救済を受ける術がなかったことを思えば、国内人権機関による苦情受付機能の設置は不可欠であると考え。行動計画には、パリ原則に合致した国内人権機関の設置に向けた検討を行うことをしっかりと明記いただきたい。
- ・ 合同コメントについて、行動計画改定版の発行名義を誰にするかは、行動計画実現に向けた日本政府

の本気度が問われる。行動計画について省庁横断的に取り組むことは極めて重要で、これまで以上に連携を深めていただきたいが、これだけ幅広いテーマを着実に進めるには、北アルプスのように省庁が並び立つのではなく、富士山のような独立峰で推進力を発揮していくことが不可欠であろう。日本政府の本気度を内外に示すためにも、内閣総理大臣の署名にすべきと考える。

- ・ 外国人労働者に関する取組について、外国人労働者は日本で暮らす生活者でもあり、そうした観点からの支援の充実が更に必要である。生活のみならず仕事の面でも、日本語によるコミュニケーションは不可欠であり、日本語教育を強化することは極めて重要である。日本語教育のみならず、社会保障や公共サービスの多文化理解なども含め、共生社会の実現に向けた環境整備を日本政府と企業が一体となって推進していくべきだと考える。
- ・ 行動計画は、今後5年間のビジネスと人権の取組を左右する重要な文章であり、ステークホルダーとの十分な意見交換を踏まえて作成すべきである。行動計画書までに、円卓会議並びに作業部会を再度、開催いただくことをお願い申し上げる。

(富田 望 国際労働機関 (ILO) 駐日事務所 駐日代表)

- ・ 柱となる記述で2点、個別の事項で5点申し上げる。まず柱になる記述について、「3の行動計画の改定及び実証を通じて目指すもの」の記載が8ページにある。新計画の実施にあたって、経済合理性を伴った行動として位置づけることも重要と書かれているが、この記述だと少し経済合理性が強すぎる印象である。経済合理性は否定しないがあまり強く言い過ぎると、日本は経済合理性のためにビジネスと人権を実施しているのかといった誤った印象を国際社会に与えることになる。そういう要素もあることに留意するといった程度に、トーンダウンした言い方が望ましい。
- ・ ビジネスと人権については、中小企業の認知度が低いことが問題であるが、中小企業の周知について個別の章にはあるものの、大きな柱に登場しないのが残念である。「3 行動計画の改定及び実施を通じて目指すもの」に位置づけるとその後の流れがよくなるだろう。
- ・ 個別の項目について5点申し上げる。13ページ⑤「ILO基本条約及び他のILO条約のうち批准することが適当と認められる未批准条約の批准を追求するための努力の継続」とあるが、第一次行動計画でも明記された通り、1998年に採択された「労働における基本的な原則及び権利に関するILO宣言」も引き続き重要性を維持しており明記いただきたい。これは厳密には、基本条約に入っていないのでお願いしたい。
- ・ 未批准条約も具体的に例示を出した方が、インパクトがあると思う。ILO第155号条約や第190号条約も重要である。記述いただけるとありがたい。
- ・ 改定案では、ディーセント・ワークという言葉が登場しない。第一次行動計画では横断的事項としてディーセント・ワークをトップに書いていたので、書いていただけるとありがたい。
- ・ 13ページ以降「2 誰一人取り残さないための施策推進」について、ジェンダーや外国人労働者、障害者など個別の属性に着目して書いているが、個別列挙すると漏れる方が出てくる。バスケットクローズを最後に設け、全ての方の差別を禁止する必要を述べていただきたい。課題はあるが、そうすることによって基本条約であるILO第111号条約の批准も視野に入ってくると思うので配慮をお願いしたい。
- ・ 16ページ以降「3 新しい人権課題」でAIを取り上げたのは良い点であるが、できればAIが雇用に与える影響も書いていただきたい。また、環境についても、ジャスト・トランジション（公正な移

行)は国際社会では重要なキーワードである。書いていただけるとよい。

- ・最後に、第一次行動計画は局長レベルの発行名義だったが、さらなるコミットメントを強化する観点から、改定案では閣僚級の署名としていただけると取組への前向き感が出る。検討いただきたい。

(氏家 啓一 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン BHR スペシャリスト)

- ・具体的な改定版への修正に関するコメントは提出したとおりであるが、特徴的に4点述べたいと思う。
- ・1点目。行動計画を2020年に策定して実施し、政府と企業は経験を積んでいる。そのことから、行動計画の改定ではこれまでの成果と課題を図り、ギャップ分析を取り入れるべきと思う。政府として、国民に対し、行動計画改定案のパブリックコメントを出さずと思うが、企業や市民社会から多くの意見が寄せられると思う。全ての意見に対して分析、検討し、施策に反映してほしい。
- ・2点目。改定版原案に信頼関係に基づく対話とあるが、ステークホルダーとの対話について国連行動計画ガイダンスでの指摘にあるように、3つの具体的機会が指定されている。1つ目が、行動計画の評価におけるステークホルダーとの協議と優先分野の特定。2つ目に、ステークホルダーによるモニタリングの確保。3つ目に、行動計画の見直しアップデートにおけるステークホルダーとの協議と優先分野の特定、単なる意見交換ではなく協議、対話のレベルであるが、これらが十分に機能していたとは言えないと思われる。行動計画改定版にこれら対話の機会を具体的に明記すべきである。各府省庁には、今回の改定版の施策をどのように検討しているのか、報告をいただき、その報告に基づく協議を作業部会で行いたい。
- ・3点目。関係府省庁に横断的な施策の不足について、各委員から述べられたように、国内人権機関の設立の検討を明記いただきたい、また環境と人権の問題に関して、気候変動の影響に対する施策は環境省だけの管轄ではない。公共調達については、人権デュー・ディリジェンスの取組の率先垂範と関係府省庁の政策の一貫性を求めたい。
- ・4点目。現行行動計画の5つの優先課題のうち、3つは、国、企業、市民の人権啓発であった。行動計画改定案では、それが能力構築、キャパシティビルディングの課題に移行している。中小企業向けのセミナーやガイダンスの提供も重要であるが、改定原案では啓発に関する施策が多い。能力開発ケイパビリティは、教育やツールの提供だけでなく、実行できる環境づくりが必要である。グローバルサプライチェーン調査の促進支援、紛争地域での事業の人権影響評価や判断の支援、反DEI・反外国人など多様性共生社会への誤謬や逆風への防止、また、SDGsの自発的国家レビューによるSDGsの進捗評価と行動計画との具体的な紐付けなど、企業の規模に関係なく、国家の人権保護義務の観点から、企業の人権尊重責任を全うできるよう、例えばデュー・ディリジェンスの義務、法制化の検討や包括的差別禁止法の制定など、政策的・法的支援、バックアップのできるフォロー施策が行動計画に必要だと思う。

(廣瀨 泰久 中小企業家同友会全国協議会 会長)

- ・中小企業の立場からの大きく2つ、全体的なこと1つ、意見を述べたい。
- ・ビジネスと人権に関する中小企業への周知・認知について、知識がある、意見を持っている、あるいは具体的に取り組んでいる会社がほぼないのが現実である。政府を中心に、様々な団体や関係機関との連携を強め、ビジネスと人権に取り組むことの意義や必要性を多くの企業に伝える取組を推進して

いただければと思う。

- ・ 中小企業の特性を考慮した手引きや好事例の作成をお願いしたい。中小企業家の場合、人権尊重への理解の拡大自体が非常に大きなハードルである。前提として、中小企業の経営者や労働者、さらには国民全体に、中小企業の社会的役割や存在意義について理解を深めてもらい、一方で中小企業側はそれに対し誇りを持つことが重要だと考える。2010年に閣議決定された中小企業憲章の周知や、2019年に制定された中小企業の日、または中小企業魅力発信月間への取組の拡大について、行動計画に明記していただければ幸いである。
- ・ 中小企業がビジネスと人権の取組を進めていく上で、公正取引の推進は重要かつ不可欠であるが、その記述が多くなされてない。昨今、価格高騰や賃上げの影響があり、価格転嫁の問題は非常に大きく、政府としての公正取引の推進を一層強めていくということを加筆いただければと思う。
- ・ 合同コメントを拝見したが、非常に優れた内容でかなりの部分で必要なことが網羅されている印象である。これらをしっかり受け止め、今後に生かしていただければ幸いである。

(菅原 絵美 大阪経済法科大学 教授)

- ・ 作業部会の木村委員との合同意見書を提出した。まずは当方から意見を述べる。バージョン1作成にあたりステークホルダー報告書に示した、7つの個別施策テーマに関する23の提案を考慮いただいたことに感謝を申し上げる。ステークホルダー報告書での共通意見の更なる反映として、またアカデミアとしての意見としてコメントを提出したが、中でも強調したい点を次のとおり述べる。
- ・ 優先分野の取組の方向性については、経団連同様、SMART指標を反映した具体的施策の計画を作成すべきという点を強調したい。日本として取組の本気度を示す意味では、連合同様、内閣総理大臣、又は大臣級の文書として行動計画改定版の発出をお願いしたい。
- ・ 具体的な内容について1点目。人権デュー・ディリジェンス及びサプライチェーンに関して、ステークホルダー報告書の中では関係府省庁と共に、ステークホルダーとの信頼関係に基づく継続的な対話を強調してきたが、ステークホルダーを介する形でサプライチェーンにおける人権尊重を促進していくための政策に関する議論の継続を是非入れていただきたい。特に、スマートミックス及び、政策の一貫性の確保に向けた検討とマルチステークホルダーによる議論の推進をお願いする。
- ・ 2点目。新しい人権については、是非テーマ別人権課題と修正いただきたい。環境と人権について一体となったデュー・ディリジェンスの推進においては、特に先住民族を含めた地域住民とのエンゲージメントを強調したデュー・ディリジェンスの推進に向けたガイダンス等の作成をお願いしたい。
- ・ 3点目。今回のステークホルダー報告書の提案は、意識の向上から能力構築へ、実際に企業がサプライチェーンを通じて人権尊重ができるようになる、中小企業も含めた企業が取り組めるようになるためのキャパシティビルディング（能力構築）を政府に推進していただきたいという意図であった。企業のニーズに応じた個別の情報提供、助言、支援、提供など、政府からのガイダンスの発信に加え、企業個別のニーズに応じた双方向での助言支援等の提供も加えていただきたい。
- ・ 4点目。救済へのアクセスに関して、今日本で起きている一連のビジネスと人権の事案を見ても、国内人権機関の重要性と必要性はなお一層強調される。国内人権機関は、能力構築の面においても各国で重要な役割を果たしている。今回の改定版で、人権救済制度のあり方について記載があるが、具体的にパリ原則に合致した国内人権機関を含む人権救済制度のあり方についてと、国内人権機関を明記いただきたい。

- ・ 5点目。今後に向けて、改定版行動計画の対象期間が2026年から2030年までと明記すること、及び次期改定に向けたステークホルダーとの信頼関係に基づく継続的な対話をベースとした改定作業の着手について明記いただきたい。また、国内外の状況に応じて5年を待たず改定する場合があることについても言及いただきたい。
- ・ 指導原則の第1の柱は国家の義務である。企業がサプライチェーンを通じた人権尊重を実現するための能力構築に加え、政策環境の整備が重要になる。日本社会の根底にある構造的差別に対しての施策推進が重要で、包括的な差別禁止法、ILO条約の未批准条約の批准、国内人権機関の設置を強調したい。

(木村 ひとみ 大妻女子大学社会情報学部 准教授)

- ・ 主にビジネスと人権、あるいは気候変動・環境分野につきまして細かな点になるがコメントしたい。
- ・ まずEU規則・指令に関して、CSDDDは欧州で事業展開する一定規模以上の日本企業だけではなく、日本企業のEUの子会社、合併会社、日本国内の対象会社、EU域外の第三国事業者も対象として取引先、欧州企業からの要請の対応を求められる場合もある。CSDRは、第三国親会社にも同等基準による報告や公表が求められる。クリーンウッド法が日本で2023年に改正されたが、それまで事業者の努力義務だった合法性確認を義務化したものである。この点、EUDR (EU Deforestation Regulation: 欧州森林破壊防止規則) は、森林外のコーヒー、カカオなどの対象項目にも広範に適用される内容で、日本政府のガイドラインよりかなり厳しいEUの規則・指令で、環境・人権配慮が不十分とみなされた場合に、サプライチェーンから排除される可能性も指摘されている。
- ・ AIに関して、基本的人権の保護を目指して事前の規制を実施するEUのAI法は、AIの使用を禁止する、容認できないリスクということで、脆弱性の悪用や社会的信用スコアリングなどを上げているが、これに対して日本の新たに作られたAI新法では、イノベーション促進が優先されて事後的にリスク対応がなされるという仕組みになっているため、基本的人権の保護のための人権デュー・ディリジェンスのあり方を検討することが求められると思われる。
- ・ 気候変動対策の推進における人権侵害の事例として、例えば鉱山開発による環境破壊や先住民族などへの人権侵害が挙げられるが、この点に関して、7月3日に出された米州人権裁判所の勧告的意見でも、国連ビジネスと人権に関する指導原則に基づいて、気候変動も含めた企業の環境、人権デュー・ディリジェンスの実施を国家の義務とするという内容になっており、ラテンアメリカ関連ビジネスを通じて、日本企業に一層の対応が求められるようなことが考えられるかと思う。
- ・ 清潔で健康的かつ持続可能な環境に対する人権について、これまでも国連人権理事会決議や国連総会でも触れられているが、加えて、7月23日のICJ (国際司法裁判所) 勧告の意見の中でもかなり強調されている点である。
- ・ とはいえ、日本企業はTCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures/気候関連財務情報開示タスクフォース) や、TNFD (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures/自然関連財務情報開示タスクフォース) を通じた情報開示に非常に積極的であり、プライム市場上場企業はTCFDに基づく情報開示が実質義務化されていることをコメントとして付け加えさせていただく。

(岩附 由香 ビジネスと人権市民社会プラットフォーム (BHRC) 代表幹事、認定NPO法人ACE代表)

- ・ 全体骨子に対する共通の提案事項として、4点述べたい。

- ・ 1点目。人権の負の影響を受けるライツホルダーを軸に添えた、ライツホルダー中心の記述への修正をお願いしたい。また、経済合理性優先の表現が指導原則の趣旨から逸脱しているのではないかという懸念がある。そうした部分について再検討いただきたい。
- ・ 2点目。ステークホルダーとの関与の強化である。単なる意見聴取対象ではなく、対等なパートナーとして計画の策定や実施、評価全ての段階に継続的に参加できる仕組みを明記いただきたい。
- ・ 3点目。改定プロセスの透明性について、今回、様々な改定がなされているが、原案バージョンからどう変わったのか等が分かるように、修正履歴も含め公開いただきたい。また、全体が見えない中で参加するのは大変やりづらい。全体的なスケジュールの共有と予定されているパブリックコメント、参加機会の最大化をお願いしたい
- ・ 4点目。ベースラインスタディとギャップ分析の実施である。他のステークホルダーから重ねて何度も指摘もあったが、新規及び既存の人権課題においてライツホルダーの負の影響と制度的不備の特定分析が不十分ではないかと認識する。政策・施策の有効性を評価・改善するために、ベースライン調査とギャップ分析の体系的実施を求めたい。関連して申し上げたいのが国内人権機関について、今回、行動計画の中に一言も、国内人権機関という言葉について言及がないように思う。ビジネスと人権指導原則の作業部会の方からの報告書でも、日本に国内人権機関が存在しないことを深く憂慮するなど、実効的な救済へのアクセスと企業の説明責任をより促進するために、人権の促進と保護のための国内機関の地位に関するパリ原則に沿って堅固で独立した国内人権機関を遅滞なく設立することといった勧告がなされている。そうした度重なる国連及びステークホルダーからの指摘にもかかわらず、何も記述がないことは、政府との現状認識に大きなギャップがあると感じる。その点是非考慮していただき、国内人権機関について設置を検討するという記述を含めていただきたい。

(土井 陽子 ビジネスと人権市民社会プラットフォーム (BHRC) 副代表幹事、SCHR 共同創設者)

- ・ 人権デュー・ディリジェンス及びサプライチェーンについて、企業に対するデュー・ディリジェンスの義務化検討を開始するといった記述を含めていただきたい。
- ・ ODA 事業を含む国家主導の活動においても、企業が参加しており、ODA 事業として人権に影響を与えていることが指摘されている。デュー・ディリジェンス強化について言及いただきたい。
- ・ 誰一人取り残さない施策推進について、ライツホルダーグループが抱える課題分析が十分になされているかが見えてこない。課題分析に基づいたギャップ分析を行った結果、具体的課題と制度的対応が言及されることを期待する。
- ・ 新しい人権課題への対応として、AI・テクノロジーと人権、環境と人権が含まれているが、例えば、AI・テクノロジーと人権については、当事者視点を取り入れた設計評価が不可欠となる。こういった部分に関する記述、当事者たちが抱える課題のギャップ分析に基づく施策設計の必要性について言及いただきたい。
- ・ 環境と人権について、清潔で健康的かつ持続可能な関係への権利に関する国連総会決議に基づいて、環境と人権統合的認識を明記した上で、課題に対応していく言及がなされるべきと考える。
- ・ 救済モニタリング体制整備については、まず、グリーンバンスメカニズムとして自社の従業員に対する通報相談窓口を設定する企業が多いと思うが、それ以外のステークホルダーにも救済へのアクセスの拡大が重要といった記述が必要である。グリーンバンスメカニズムは、指導原則に実効性のための8つの要件に沿った設計がなされること、申立て事例から傾向やパターンを確認し、継続的学習源として

デュー・ディリジェンスに入れ込まれることを求める言及が必要である。

- ・ モニタリング体制には、評価指標の設定が不可欠である。例えば、人権指標による多面的評価を導入することによってライツホルダーごとに与える影響の把握もできるのではと考える。

(古谷 由紀子 一般財団法人CSOネットワーク 顧問、サステナビリティ消費者会議 代表)

- ・ 行動計画の策定にあたり前提となる重要な2点について述べる。
- ・ 1点目。課題認識に関する記述がほとんどないが、各国の現実の状況に対応して、人権侵害にどう対処する必要があるかを記載すべきで、課題認識はやはり重要である。第1章に、社会からの信用の維持獲得や企業価値の維持向上の視点に重点が置かれた企業の人権尊重責任について書かれており、これが第2章の課題認識、個別のパートの課題認識に引き継がれていると思う。本来、施策の前提になる課題については、ライツホルダーの人権への負の影響を適切に把握して防止、軽減するものになっているかどうかを認識したうえで、それが不十分であれば、国としていかに促進支援するかが記載されるべきだろうと考える。
- ・ 2点目。課題認識が十分記載されていないのは、評価の適切な指標が設定されていないために検証が不可能だからだと言える。新行動計画においては、ステークホルダーと協議の上、アウトカム指標の設定を行い新計画の検証を可能にする記載が必要だろう。指標については、7月1日に開催した勉強会で、マルチステークホルダーでアウトカム指標について多くの賛同の意見が寄せられている。政府関係者の登壇はなかったものの、外務省からも数名の参加があり、オンライン参加も含めると170名以上に上る。アウトカム指標については、ステークホルダー要望書及びステークホルダー合同コメントにも記載の通り早急に策定すべきと考える。現行スケジュールで実際にできるのか懸念はあるが、早急に検討会議を開始し、政府とステークホルダーで対話を進めることが必要だろう。なお、同勉強会の結果、情報、皆様の声は、当法人のホームページに随時公開予定である。御覧いただきたい。

(銭谷 美幸 GSG Impact JAPAN National Partner ボードメンバー、JSIF 理事)

- ・ 環境と人権のパートに加えていただき、発言の機会を頂戴し、金融機関の立場から感謝申し上げる。
- ・ 1点目。金融業界の場合、銀行、証券、投資家、それ以外にも様々な業界が存在し、全網羅的に把握するのは難しいが、今回、私が知る限りの関係者にヒアリングを行い、意見書を提出した。他のステークホルダー同様、共通意見として提案した内容について是非とも前向きに検討し反映いただきたい。
- ・ 2点目に、日本政府の義務について、行動計画に明確に書かれてないことに多くの金融業界の方から言及があった。日本として何を目指し、どうしたらいいのか不明確である。一事例として、企業がグローバルで事業展開するとき、特に紛争地域では、日本企業が独自に何等かの対応をしなくてはならず、政府の支援が不十分だという声がある。我々企業側だけでなく、現地企業に対し果たしてどこまで、どういう支援をしていいのかの判断にもつながるため、是非、政府のスタンスを明確に記載いただきたいと思う。
- ・ 3点目。先ほどフジメディアホールディングスやジャニーズ事務所の話があったが、金融業界においても残念ながら、昨今、ベンチャーキャピタリストやシリアルアントレプレナーによる女性起業家に対するハラスメント事例が数多く聞かれる。これらは、日本全体として起業家の数が海外に比べて少

ないだけでなく、女性起業家を排出しにくい一因であると考えます。女性管理職比率についても、金融業界における取組は、他業界に比べ遅れている状態です。社外取締役に関して、大手金融機関は半数以上、女性もいるとはいえ、会社によるが、経営執行するのは執行役や執行役員などで、途端に女性比率が非常に減る。今現在、厚生労働省などで進める女性管理職の比率の開示はあるが、女性管理職の定義が各社不透明で定まっていない。UKでは既に規制もある中、サステナビリティの視点からすると、ある意味SDGsウォッシングの状態です。ガバナンスの体制として女性の比率がどの程度かをまず示すべきと思う。

- ・ インパクトコンソーシアムが発足し、政府としてスタートアップを支援し、イノベーションを起こそうという時に、多様性は不可欠で、諸外国では当たり前になっている。公的金融機関、金融機関の団体も含め、残念ながら今トップに女性が就任している例は日本にない。海外では既にアメリカのFRB（連邦準備制度理事会）もしく、欧州でもECB（欧州中央銀行）など各金融関連公的機関のトップに女性が就任している時代である。振り返って日本で、何年後にそういう人物が出るのか、日本ではイノベーションが本当に起きるのか、そこに対し金融業界が支援できるのかが大きな課題だと思われる。金融庁だけでなく経産省も含め、やはり政府には、関与する様々なイベントの登壇者の最低1/3、少なくとも半分は女性であると決められると思う。欧州では既に実施されており、コロナ前に日本で開催されたEurosifイベントに当時来日した外国人は、登壇者のほとんどが男性なのを見て、欧州ではありえないと言っていた。そういった事実についても、国として方針を示すことによって、日本のイノベーションを発揮し、金融市場にも海外からしかるべきお金が入ってくるという大きな役割を果たせるのではないかと思い、意見書に強く書かせていただいた。
- ・ これは、地方再生においても同じで、少子化の問題にもつながっている。よって是非、改定版に記載いただきたい。
- ・ 4点目。人権と環境について、日本で環境というとまだ気候変動が中心である。ただ、世界では気候変動だけでなく、TNPのフレームワーク、自然や生物多様性の視点で考えており、環境はその一部という意見すらある。よって、気候変動だけではないという記載を、広い意味での自然資本について、加えて人権についての記載をお願いしたい。経産省のみならず国交省、環境省、総務省、農水省なども含め、他の関連省庁の取組においても対応を進めていただきたい。
- ・ また、環境デュー・ディリジェンスと人権デュー・ディリジェンスは重複する部分もあるが、やはり別ものである。そのことを必ず明示し、誤認のないようにしていただきたい。
- ・ 6点目。今回、改定の様々な場面で、SDGsがあるから行うと読めるような箇所がある。ただSDGsは2030年目標で、あと5年でお終いだ。人権はSDGsが決めるから行うものではなく、我々全ての人類が、健康である権利も含めての人権である。この先、日本の行動計画に関しても短期的ではなく長期的な視点も含めて改定を検討いただきたい。

（河野 康子 一般財団法人日本消費者協会 理事）

- ・ 恐れながら所用で冒頭遅参したため、全ての御意見を伺っていないが発言したい。行動計画の改定については、既に多くの構成員の皆様から発言があったように、4年目の行動計画実施状況を土台として、適正かつ、客観的、定性的、定量的な指標を制定することで、更なる効果の上乗せを目指していくべきと考える。その上で特に施策の効果を実感することが難しい消費者においては、サプライチェーンの多様なステークホルダーに対して、行動計画の達成度合いやインパクト評価について、分かり

やすく開示することで、公正で健全なビジネス環境の構築を目指していただきたいと考える。

- ・ この会議の目的が、「ビジネスと人権」に関する行動計画の推進とされているが、行動計画の精緻化、適正化は重要だが、他方、消費者団体に所属する私の実感として、国内での人権への関心の高まりや浸透にはまだまだ課題が多く残っていると実感する。先般の国政選挙の争点に、物価高や日本人優先というキーワードが踊っていたが、例えば、物価高は生活者にとって大問題だが、その背景にあるサプライチェーンで起きている労働や賃金における積年の課題への言及や解説などはほとんどなかった。また、いわれのない外国ルーツへの糾弾など、総じて、人権に対する一般市民の感度が上がっているとは思えない状況である。残念ながら、消費者団体においても、物価高や生活苦への関心は高いものの、同時に対策すべきビジネスと人権の課題に対しては、ほとんど議題として上がってこないのが実態で、私としても大変歯がゆい思いである。改定にあたってこの国に暮らす消費者として一番に思うのは、国をはじめ、地方自治体や各地、特に中小企業等が労働者や市民社会や消費者団体等との積極的な対話を通して、まずはビジネスと人権の問題を国民一人ひとりが自分ごととして考えられるように、教育の場面など、周知広報等に力を注いでいただきたい。

(有馬 利男 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン 理事)

- ・ 具体的な課題については多くの方が意見しているため、私からは会議のあり方、運営について言及したい。要綱を拝見すると、円卓会議は意見交換の場とされているが、かなり以前に提出したステークホルダー報告書あるいは合同コメントに対しフィードバックが遅いと感じる。個別で構わないので事前に意見効果の場を設け、次の行動につなげるための協議をするのが円卓会議の場であってほしい。円卓会議のステップを生産的なものにしたいたいと思い、失礼を顧みず意見させていただいた。

【関係府省庁の回答】

(尾崎 壮太郎 外務省総合外交政策局人権人道課長)

- ・ 大変多くの御意見を頂戴し改めて感謝申し上げます。この後、各省庁から皆様の御意見に対し現時点の検討状況を可能な範囲でお伝えしたい。まず行動計画の取りまとめを務める弊省から全体的な部分に関し回答したい。
- ・ 行動計画の構成や見出し等について様々な意見を頂戴したが、前後の文脈等を踏まえどのような修正が可能か検討したい。また、事実関係の更新等の御指摘についても、当然ながら可能な限り最新情報を記載するよう努める。
- ・ National Contact Point や、研修、啓発・広報等の強化に関する御指摘について、能力強化は重要であると考えている。どのように行動計画に反映できるのか検討したい。
- ・ 行動計画の新たな評価方法や測定指標等のモニタリングについて、現行の行動計画においては、毎年のレビューの中で、「5つの優先分野における指標」を設け、重要施策について客観的な指標に基づいて重点的にモニタリングを行っている。他方で、各種施策が社会にどのようなインパクトを与えているかを図る指標の設定の適否、実現可能性については議論があると承知し、改めての検討が必要と考えている。具体的な評価指標のあり方について今回の改定版行動計画に盛り込むのは難しいかもしれないが、将来的な課題としてステークホルダーの皆様からも引き続き御意見を伺いながら検討していきたい。
- ・ 行動計画の期間を5年に定めるべきとの御意見について、まずはビジネスと人権の取組を進めていく

上で、改定版行動計画に記載された具体的な施策を着実に実施していくことが重要と考える。次回の行動計画の改定時期については、実施状況あるいは皆様からの御指摘を踏まえて検討したい。

- ・ 行動計画の改定作業に当たってステークホルダーの皆様との対話を増やすべきという御意見について、今後の「ビジネスと人権」に関する行動計画の改定スケジュールについては、先日事務局から共有させていただいたとおり。先日いただいた書面のコメント及び本日いただいた御意見を踏まえ、これから原案を修正し、10月を目途にパブリックコメントに付したいと考えている。本年中の改定を目指しており、皆様の御理解、御協力をお願いしたい。
- ・ 改定版行動計画の実施にあたって、個別の施策についての議論、専門的なワーキンググループの設置等での対話の強化、ステークホルダーの皆様との対話の具体的なあり方については、改定版行動計画を着実に実施する観点から検討したい。
- ・ EUのCSDDDの適用範囲についての記載を修正し、適用条件や内容について行動計画改定版公表時に事前更新を行うことを検討中である。
- ・ 施策が該当する指導原則を明記すべきではないかという議論については、どのような記載が可能か検討する。
- ・ 改定版行動計画は内閣総理大臣の名前で発出すべきとの御意見について、行動計画に関する決定は、内閣官房副長官補が議長を務める関係省庁連絡会議で行うものと考えている。

(大森 崇利 内閣府男女共同参画局総務課長)

- ・ 主に、銭谷先生から御指摘のあったジェンダー平等について、個別の修文についてはどのレベルまで行えるかは調整中だが、それぞれの項目について現在の施策を説明申し上げる。女性起業家に対するハラスメントの御指摘について、6月に決定した女性版骨太の方針においても、経済産業省の研修、金融庁も含めた業界団体への周知などの施策を盛り込んでいる。政府決定として今現在、各省庁と協力できるところから行っているところである。
- ・ 2点目。女性管理職比率に関して、改正された女性活躍推進法は御案内のとおりだが、定義に関しては、厚労省の対応になるかと思うが、男女共同参画局の中でも基本計画の枠内において、管理職の目標について今現在議論しているところである。御指摘を踏まえて進めたい。
- ・ 3点目。意思決定への参画について、総論はおっしゃるとおりである。御案内のとおり我々の実施する審議会においても女性割合の向上が、男女共同参画基本計画のKPIになっている。しかしこれをどう高め、どこまで広げるかに関する議論は、対象の外縁が難しいが、実態を把握し、どこまで書けるか調整が必要と思われる。

(大澤 宙 内閣府政策統括官(共生・共助担当)付参事官(障害者施策担当)付参事官補佐)

- ・ 構成員の方々からの意見として大きく1点、日弁連様から障害の社会モデルの浸透、障害特性に対する理解を深めることの重要性について御指摘いただいた。これについては記載したいと考えている。昨年度、障害のある方に対する偏見、差別の根絶に向けた閣僚会議に立ち上がっており、特に総理から、障害の社会モデルを踏まえて障害者の社会的障壁を取り除くことは社会の責務であるとの考えの下、障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画を取りまとめるよう指示があった。当事者30名以上の方々からヒアリングを実施して取りまとめを行っており、特に心のバリアフリーの取組の強化について、社会の様々な場で、障害のある人、ない人が共に経験することや、障

害者理解の取組を発信することを記載した。この行動計画に則った取組を政府全体で進めていく旨、「ビジネスと人権」に関する行動計画にも入れ込みたいところではあるが、入れ込み方は外務省と相談したい。他にも共助担当では、差別解消をはじめとする障害者施策や、高齢社会対策など、インクルージョンの政府方針づくりを担当している。引き続き取組を推進していきたい。

(菅田 洋一 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官)

- ・ 本年5月に成立した人工知能関連技術の研究開発及び活用推進に関する法律、いわゆるAI法は、AI関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、国民生活の向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。この法律が公布施行されたばかりで、我が国におけるAIの研究開発活用に関する施策を政府一丸となって推進することとしている。今回いただいた意見や課題などについては、まずは個別の所管省庁で、必要に応じ適時適切に対応されていくものと思われる。法律にある調査を行い、積み重ねによって今後検討されていくと承知する。まずは法にあるものをしっかり行いたい。

(森川 泰成 警察庁長官官房企画課 課長補佐)

- ・ 「ビジネスと人権」に関する行動計画の改定に当たりステークホルダーの皆様から、主に高齢者の方の被害について、御指摘と御提案等をいただいたが、警察庁としては、高齢者の方が悪質商法、あるいは特殊詐欺の被害に遭わないよう防止の観点が必要と考えている。具体的には、交番や駐在者の警察官による巡回連絡など、現場レベルの活動を通じて被害対策に努めている。
- ・ 政府レベルにおいても先般、国民を詐欺から守るための総合対策プラン2.0を策定し、それに基づき捜査と被害対策を行っている。高齢者の方の被害に関する施策等、御意見について、現在、担当部局と調整、及び議論しているところである。

(小澤 裕史 金融庁企画市場局企業開示課 課長補佐)

- ・ 金融庁はあらゆる側面に関わっている。金融機関を監督する立場、モニタリングする立場、またサステナブルファイナンスの観点では、経産省と共にインパクト投資を推進する立場である。私自身は、企業の開示書類の中の一つである、上場会社に対する法定開示が求められる有価証券報告書等々の書類を所管する部署にいるが、本日はそのスタンス及び法律の枠組みを紹介したい。
- ・ 有価証券報告書は、金融商品取引法に基づき、上場企業に対して義務付けられる、投資家を名宛人とした法定書類で、投資家が投資判断するための重要情報、すなわち、企業価値の向上につながる情報が掲載されており、これに虚偽記載等があると罰せられるという仕組みになっている。我々としては、有価証券報告書を基に、投資家と企業との間で対話が促進されること期待する。以上の点で、任意のものも含めた、他の様々な開示書類とは性質が異なると考えている。とはいえ、企業価値の向上に資すると企業が判断した場合には、サステナブル情報として、人権に関する情報を開示することは望ましいとは考えている。企業にとっては、開示方法が分からないこともあろうが、企業の情報開示の好事例集という取組を通じて、投資家やアナリスト、学識経験者などが期待する主な開示のポイントなど、実際の好事例を公表している。法律の立て付け上の限界はあるが、上場企業等における開示を後押しする施策を引き続き進めていきたい。

(森島 英之 消費者庁 参事官 (調査研究・国際担当))

- ・ 事前にいただいたテーマ、御意見のうち、高齢者及び企業の情報開示のテーマにかかわる検討状況について報告する。
- ・ 高齢者をめぐる人権課題として、「高齢者の消費者被害や特殊詐欺などの犯罪被害への施策例の追記」に関する御意見を頂戴した。消費者庁及び国民生活センターでは、これまでも高齢者が遭いやすい消費者トラブルについて注意喚起を実施し、当庁発行の消費者白書では毎年、高齢者及び認知症等の高齢者の消費生活相談件数の推移や、相談内容の統計を公表し、実情把握に努めている。
- ・ また、地方公共団体や福祉、医療、警察、民間事業者等の地域の関係者が連携して、高齢者等配慮を要する消費者の見守り活動を行う消費者安全確保地域協議会、いわゆる見守りネットワークの設置・活性化を促進し、高齢化・独居化の進展に伴う消費者被害の未然防止・拡大防止に取り組んでいる。引き続きこうした取組を進めてまいりたいと考えているが、本行動計画においては、企業による人権尊重の取組を推進する施策の記載が求められると承知しており、御紹介申し上げた施策の追記は検討させていただきたい。
- ・ 企業の情報開示に関連する具体的施策としては、当庁よりエシカル消費の登録がされている。企業との協働による取組によって促進を強化する記述が必要との意見を頂戴したが、現在、当該箇所でもエシカル消費の理解促進について記載されている趣旨としては、消費者のエシカル消費の理解を促進することで、エシカルな製品への購買意欲が高まり、製品に関する環境配慮情報を求めるようになれば、企業が環境配慮情報の開示を積極的に行うことがビジネスインセンティブになるというものである。エシカル消費の理解促進自体は、行動計画の該当箇所において、企業の情報開示を促進する直接的なインセンティブとなる施策と位置付けるには、馴染まないとも思われるため、別の箇所にエシカル消費の推進を含む消費者教育に関する記載があることを踏まえ、当該箇所の記載を残すのが適切か否か、再度検討させていただきたい。

(高橋 愛子 こども家庭庁長官官房参事官 (総合政策担当) 付 参事官補佐)

- ・ 事前に、こどもや若者の人権を守る取組の推進に関する御意見、こどもが権利の主体であることを記載すべき等の御意見をいただいた。こども家庭庁では、こども基本法とこども大綱に基づき、こどもの権利を守る様々な取組や、こどもが権利の主体であることの社会に向けた周知などに取り組んでいるところであり、これらは原案にも記載している。また具体的施策についても現行計画より多く記載している。子どもの権利とビジネス原則の周知に関する御意見については、現行計画にもある内容であり、記載を検討したい。また、現状の課題に関しても何等かの記載を検討する。

(徳満 純一 総務省大臣官房総務課 参事官)

- ・ 総務省から2点申し上げる。1点目、生成AIの普及をはじめとする近年のAI技術の急激な変化等に対応するため、経済産業省と連携し、AI事業者ガイドラインを取りまとめ、公開している。このガイドラインにおいては、各主体は、AIシステム・サービスの開発・提供・利用において、不当で有害な偏見及び差別をなくすよう努めることが重要であるなどの記述も含まれており、引き続き、このガイドラインの普及啓発を図ってまいりたい。
- ・ 2点目、青少年による有害なコンテンツへのアクセスに対する対策として、フィルタリングサービスやペアレンタルコントロールに関する啓発コンテンツの公表、青少年のインターネット利用に係る調

査の実施・調査結果の公表、フィルタリングサービスに関する特集ページの開設などを実施しており、引き続き、この取組を推進してまいりたい。

(川野 麻衣子 法務省大臣官房国際課 補佐官)

- ・ ステークホルダーの皆様から行動計画に盛り込むべき事項として、当省の関連施策についても様々な意見をいただき感謝申し上げます。本日も日弁連をはじめ、複数機関から救済へのアクセスの観点で、国内人権機構の検討状況に関する明記についての意見や、外国人労働者への支援に関するものなど行動計画への具体的な対策の明記について意見をいただいた。既にいただいた意見については、省内の担当部局において、行動計画に盛り込むことが可能か検討している。本日いただいた意見やその趣旨、背景などについても改めて担当部局に共有し検討を進めたい。

(坂東 慶隆 財務省大臣官房総合政策課政策推進室 室長)

- ・ 行動計画案の改定のうち開発協力、開発金融の分野に関して、財務省の所管するJBICにおいて出融資や補償の対象となるプロジェクトに対しての取組を行っているのに加え、組織として人権尊重に対するコミットメントを示すことを記載している。頂戴した個別の意見についても関係者で対応を検討したい。

(重田 佑樹 文部科学省大臣官房国際課 国際協力企画室 室長補佐)

- ・ 改定版の行動計画案のうち、文部科学省に関連するものについては、引き続き掲載されている学校における人権教育の推進等「人権教育・啓発」に関する事項に加え、今回新たに、子ども・若者の人権保護に向けた事項が追加されている。
- ・ 文部科学省としては、引き続き、人権教育の充実に資する事例の発信等を通じた学校における人権教育の推進に加え、教育現場に対する行動計画の周知等に尽力したい。また、人権主体として尊重される子ども・若者のため、関係省庁とも連携し各種計画等の着実な実施に努めたい。
- ・ 現時点までに皆様からいただいた意見については、引き続き省内で検討したい。

(吉田 暁郎 厚生労働省大臣官房国際課国際企画・戦略官)

- ・ 厚生労働省では、主に労働者の権利保護の観点や、労働関係法令の遵守徹底といった立場で議論に参加しているが、関連して、ステークホルダーの皆様から、ディーセント・ワークの実現、ILO条約の批准、外国人労働者、高齢者の労働者や女性労働者に関する問題について、多くの意見をいただき感謝申し上げます。
- ・ 全体に関するものについて2点紹介したい。まず、国内の労働分野において、ビジネスと人権に関しては弊省独自の検討会を開催し、2023年に報告書が取りまとめられた。この報告書に基づき昨年10月、ILO駐日事務所と共同で、労働におけるビジネスと人権チェックブックを作成し、出先機関でもある労働基準監督署等で周知している。労働分野において尊重すべき人権とされる、特に国際労働基準の重要な人権分野について理解を含める内容であり、既に関係団体でも承知しているものと思われる。
- ・ 2点目。先の通常国会において関係法律の成立と共にILO基本条約の一つ、第155号条約について締結を承認いただいたところで、こうした問題に対し今後もしっかり取り組む所存である。いただいた

意見についても関係部局で検討を深めており、省内で整理して回答したい。

(相原 史典 農林水産省輸出・国際局国際戦略グループ 国際農業機関調整官)

- ・ ステークホルダーの皆様の貴重な御意見に感謝申し上げます。中でも能力構築に関する御意見は非常に重要と認識する。弊省では、中小企業が大半を占める食品企業における人権尊重の取組を推進するため、手引きを作成するとともに、セミナーの開催、講師の派遣を通じ、関係者と共に取組を進めてきた。また弊省職員が、ビジネスと人権に関する勉強会に講師として参加するなど、関係団体による取組の支援も行ってきた次第である。さらに今年度、サステナビリティ課題への対応として官民連携に取り組むべく、「食料システムサステナビリティ課題解決プラットフォーム」を設立した。このプラットフォームの下に、「ビジネスと人権ワーキンググループ」を設置し、食品産業における人権に関わる取組の現状把握、業界内での連携、優良事例の横展開などについて民間企業の皆様と共に議論を深めていくこととしている。これらの取組を通じ、農林水産業、中小企業も含めた食品産業における人権尊重の取組の推進を引き続き図ってまいりたい。

(宮崎 由佳 経済産業省通商政策局 ビジネス・人権政策調整室長)

- ・ ステークホルダーの皆様から多数御意見をいただいたうち、能力構築に関連して検討状況をお伝えする。中小企業支援は、経産省もその重要性を認識している。これまで経産省では、実務参照資料の作成や中小企業向けのセミナー開催の他、ILO と協力し日本全国でビジネスと人権推進社労士の育成等を進めてきた。本年2月にはモデル SAQ を使い、導入体験支援セミナーを開催した。JEITA では SPP 構想が進むなど業界団体でも取組が進んでおり心強く感じる。一方で、依然として大企業と比べると、中小企業は取組に遅れが見られる状況と認識しており、いただいた御意見も踏まえながら、引き続き中小企業の取組を後押ししていきたい。
- ・ また、中小企業に限らず、企業全体の取組支援の観点から、国際法令への対応や好事例集の必要性に関する指摘があったが、これまで経産省では、ILO や JETRO と協力した好事例集の作成や、各種セミナーで国際動向を紹介するなどに取り組んでいる。企業の予見可能性の向上に向けた国際協力については、例えば OECD において各国のデュー・ディリジェンス政策に関する国際協力・連携のあり方について議論を喚起するなどしている。また昨年は EU の CSDDD の政策担当者も交え、パネルディスカッションを行った。引き続き企業の取組を後押しするために、必要な情報提供や国際協力に取り組みたい。頂いた個々の御意見については、省内の関係部局も含め、行動計画にどのように反映できるか対応を検討している。

(坂本 弘毅 国土交通省総合政策局国際政策課長)

- ・ 国土交通省では、国土交通分野の企業が人権尊重の責任を果たし、問題解決を図る環境づくりに資するため、国内外での情報発信等に努めたいと考えている。例えば、ジェンダー主流化に関し、昨年、OECD 参加の IFT (国際交通フォーラム) と連携し、ジェンダーと交通をテーマとしたセミナーを開催した。女性の移動ニーズを取り入れた交通サービスの提供や、交通分野で働く従業員や女性の管理職への参画促進など、課題や展望について議論を行った。引き続きステークホルダーの皆様からいただいた様々な意見について、国土交通分野におけるビジネスと人権に関する理解促進と意識向上に向けて検討したい。

(栗林 美紀 環境省地球環境局国際連携課課長補佐)

- ・ ステークホルダーの皆様には貴重な御意見を頂戴し改めて感謝申し上げます。環境政策に関する主なものについてコメントしたい。例えば、環境デュー・ディリジェンスの推進として、補助金事業等における企業による人権尊重の取組の審査基準項目の組み入れの取組について、単に審査基準項目の追加ではなく、環境課題が人権課題に直接関わるものとしての施策にしていく必要があるという御指摘があった。御指摘のとおり、環境課題と人権課題の両方を視野に入れた取組の推進が重要であると認識しており、例えば JCM プロジェクトの条件で、人間配慮への実現の寄与等も満たしているということも踏まえ、引き続き日本の企業の取組を推進して参りたい。このほか、環境デュー・ディリジェンスに関する取組事例集で関連事例等を紹介しているが、皆様の様々な御指摘も踏まえ、その作成、更新を通じ引き続き充実化を図りたい。

(杉山 裕一 防衛装備庁調達管理部調達企画課長)

- ・ ステークホルダーの皆様の御意見に対し感謝申し上げます。防衛省では、既にホームページに物品・役務に関する相談窓口を設置しており、その中で企業の活動に関する人権尊重への懸念等の相談を受け付けている。今回、菅原先生からいただいた指導原則の実施推進に向けた能力構築についての相談受付に関するコメントであるが、関係省庁と連携し、情報提供、助言、支援等できるよう取り組みたい。引き続き、防衛関連企業におけるビジネスと人権の推進にしっかり取り組んでいく所存である。

(尾崎 壮太郎 外務省総合外交政策局人権人道課長)

- ・ そろそろ時間となるので次で最後の発言としたい。質問や御意見のある方は挙手願いたい。

(氏家 啓一 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン BHR スペシャリスト)

- ・ 各省庁の取組の御報告をありがとうございました。
- ・ 行動計画改定版の有効性と効力について申し上げます。ステークホルダーの意見には前後の文脈を踏まえて検討するとの回答であったが、そもそもギャップを見て改定いただきたい。また、今回の改定版行動計画の見直し時期が明確でないが、改定をきっかけに本来ステップアップしていくはずのそのものが、見過ごされる可能性があるのを懸念する。
- ・ この会議に臨んで提出したステークホルダー合同コメントは、各構成員からの共通の意見を集めたものである。この計 12 のコメントに対して回答が欲しい。書面で提出した合同コメントであるから書面での回答を希望するが、会議を重ねるなり別の方法もあると思うので検討を望む。

(高橋 大祐 日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会 CSR と内部統制に関する PT 座長)

- ・ 各省庁の皆様がステークホルダー構成員のコメントについて前向きに検討いただいていること、感謝申し上げます。検討結果について、対応できたもの、できなかったもの、対応できなかった場合どういう課題があるのか、可能な範囲で今後ご説明いただければと思う。政府とステークホルダー間の双方向の意見交換、継続的な議論に繋げるためにも、何らかのコメントがあると幸いである。
- ・ 内閣府及び総務省の皆様から、AI に関する話があったが、AI と人権は国際的にも非常に重要なテーマである。是非 AI 法等やバイアスの関係に関して、行動計画改定版に入れていただけるのか否か、

改めて伺いたい。

- ・ メディア・エンターテインメントにおける人権問題も非常に大きな社会問題となっている。政府も取り組み中とは思いますが、総務省から行動計画での言及について説明がなかったので検討状況等に関して教えていただければ幸いです。

(尾崎 壮太郎 外務省総合外交政策局人権人道課長)

- ・ 時間の都合上恐縮だが、氏家様の御意見については、各府省庁が検討し改定版に反映するよう考えることとしたい。

(菅田 洋一 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官)

- ・ 高橋様の御意見について、人権といっても広い観点がある。様々な課題は認識するが、その中でAI法に基づき調査を進めることを考えている。
- ・ 雇用におけるバイアスについては、まずは実態を把握することに努めたい。

(尾崎 壮太郎 外務省総合外交政策局人権人道課長)

- ・ 予定の時刻となったので以上で意見交換を終了したい。

3. 閉会挨拶

(松尾 裕敬 外務省総合政策局審議官)

- ・ 本日は2時間にわたり会議に御参加いただき感謝申し上げます。ステークホルダーの皆様からは、書面でのコメントに加え多岐にわたる建設的な御意見を頂戴し、重ねて御礼申し上げます。関係府省庁の担当者においても、現時点での検討状況を御説明いただき感謝の限りである。本日の議論、結果を踏まえて原案を調整し、10月を目処にパブリックコメントを行い、今年中に改定版行動結果の公表を目指したい。以上で本日の円卓会議・作業部会の合同開催を終了する。

了